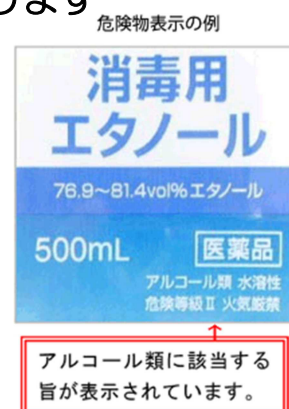


消毒用アルコールの 安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。次の点に注意していただき、安全に取り扱うようお願いいたします。

1. 消毒用アルコールには危険物に該当する場合があります

アルコール分が一定以上含まれる消毒用アルコールは消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当します。アルコール類は常温でも可燃性の蒸気を発生させ、その可燃性の蒸気は空気より重く引火しやすいなどの危険性があります。危険物に該当する消毒用アルコールの容器には危険物である旨の表示がされています。



2. 適正に管理しましょう。

- 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 屋内の消毒や消毒用アルコールを容器に詰め替える時には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行うこと。
- みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 消毒用アルコールの容器を保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与える等の乱暴な取扱はしないこと。
- 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、受け皿の中で行う等、漏れ、あふれ又は飛散しないように注意すること。
- 詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

3. 多量に貯蔵・取扱う場合について

消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量が※80L以上となる場合は、消防法や旭川市火災予防条例の規定が適用される場合があり、法令上の手続きや一定の安全対策が必要となる場合がありますので、貯蔵や取扱いを検討する際には、下のお問い合わせ先又は最寄りの消防署にご相談ください。

※個人の住居で貯蔵・取扱う場合は200L以上

お問い合わせ先
〒070-8525 旭川市7条通10丁目
旭川市消防本部 予防指導課 危険物担当
TEL 0166-25-1125
FAX 0166-23-9966